

不審なハガキにご注意ください

今年に入ってから「民事訴訟裁判告知」と題された不審なハガキが、無差別に県内の民家へ送付されています。

内容は、「出廷を拒否すると動産、不動産の差し押さえを強制執行する」、「連絡がない場合は勤務先にも郵送する」などと記されています。

また、ハガキの差出人「財団法人東京第一財務報告センター」は実在はしません。

不審なハガキなどが届いたら、相手方には絶対に連絡せず、市役所相談窓口へご相談ください。

相談窓口 商工観光課 ☎62-6676

森吉山ダムの利活用を考えるシンポジウム

森吉山ダムについて、来年度には試験湛水（ダムに水を貯める試験）が行われるなど、平成23年の完成に向けて順調に整備が進められています。

ダム完成後は、多くの方々の憩いの場になると思われませんが、市民自らのような形でダム湖周辺を活用できるかを考えるシンポジウムを開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 2月8日（日） 14時～16時30分

■場所 四季美館（☎75-3188）

内容

●基調講演（14時～15時）
演題 『ダムを地域の魅力とするための発想』
講師 堀 繁氏（東京大学アジア生物資源環境研究センター教授）

●パネルディスカッション（15時10分～16時30分）
テーマ 『森吉山ダムの利活用を考える』
コーディネーター 堀 繁氏 … 東京大学教授
パネラー
佐々木清治氏 …（有）釣り東北社代表取締役
佐藤裕之氏 …（有）田沢湖自然体験センター代表取締役
村田君子氏 … NPO法人冒険の鍵クーン代表
湊屋啓二氏 … 森吉山水の郷ネットワーク代表

主催：森吉山水の郷ネットワーク
後援：国土交通省森吉山ダム工事事務所、北秋田市

◎お問い合わせ 商工観光課 ☎62-6639

大館能代空港 冬のイベント 第10回 空港かまくらんど



開催日 2月8日（日） 時間 10時～15時

会場 大館能代空港周辺

開会 オープニング餅つき大会（10:00～）

イベント 大型かまくらに入ってみよう！／人気キャラクター雪像展示／空港専用除雪車展示／スリル満点！巨大そりコース／新設チビッコそりコース／人気の特設屋台村／大抽選会 他（天候によりイベント内容が変わる場合があります）

◎お問い合わせ

大館能代空港「かまくらを作る会」 ☎62-5330

冬のアドベンチャーレース 北欧の杜ウィンターゲーム2009



■2月14日（土） 大野台ハイランド
スノーシューオリエンテーリング（11:00～12:30）
チュービングダウンヒル（14:00～16:00）

■2月15日（日） 北欧の杜公園
クロスカントリースキーマラソン（11:00～14:00）

■参加資格 18歳以上の方（初心者大歓迎）
■参加料 全種目参加（5000円）／1日間のみ（3000円）／体験コース（3000円）／チュービングダウンヒルのみ（1000円） ※保険料など含まず

◎申込み・お問い合わせ

北欧の杜ウィンターゲーム事務局 ☎78-3541（金森）

お知らせ

緊急経営相談会（無料）

日時 2月5日（木） 10時～16時
場所 市交流センター
対象 中小企業経営者
内容 中小企業相談士、税理士などによる経営相談会です。利益低下、資金繰り悪化、経営維持困難など、どんな問題でもご相談ください
申込み 事前に予約してください
申込先 北秋田市商工会 ☎62-1850

木質バイオマスフォーラム

期間 2月13日（金）
時間 13時30分～16時30分
場所 秋北ホテル（大館市）
内容 ▼講演「地球温暖化と森林バイオマス」／講師 小林紀之氏（日本大学大学院教授）▼先進的な取り組みの紹介／高知県「森林を活かした地球温暖化対策」／岩手県葛巻町「バイオマスの利活用とエネルギー自給のまちづくり」／北海道下川町「森林バイオマスを活かしたまちづくり」
参加料 無料
申込先 北秋田地域振興局森づくり推進課 ☎62-1445

あなたの発明を特許出願してみよう

期日 2月13日（金）
時間 13時30分～16時

場所 大館地域職業訓練センター（大館市）

内容 ▼特許の基礎知識▼特許の検索実習▼出願の手続方法、パソコン電子出願の概要
定員 10人（先着順） 受講料 無料

申込先 秋田県知的所有権センター ☎018-860-5614

秋田県合同就職面接会

仙台会場（仙台サンプラザ）
日時 2月25日（水） 13時～16時
東京会場（中野サンプラザ）
日時 2月26日（木） 13時～16時
秋田会場（秋田ビューホテル）
日時 3月18日（水） 13時～17時
対象 平成22年3月に大学・短大・高専・専修学校等を卒業予定の学生
申込先 秋田県雇用労働政策課 ☎018-860-2335

安全・安心・便利な 口座振替をお勧めします

県では、自動車税、個人事業税の口座振替をお勧めしています。一度お申し込みになると、毎年ご指定の口座から自動的に引き落としになり大変便利です。申込用紙は、各金融機関にありますので、ご利用ください。
申込先 北秋田地域振興局県税課 ☎018-8649-2211

設置して安心 万が一に備えて 住宅用火災警報器を設置しましょう

建物火災における死者数のうち、約9割は住宅火災で亡くられており、そのうち、火災の発生に気づくのが遅れて『逃げ遅れ』により、多くの方が亡くなっています。

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して、警報音や音声で火災発生を知らせ、大切な家族や家財を守る見張り人です。

北秋田市では設置の推進を図るため次のとおり補助金を交付しています。



消防法で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました（平成23年6月1日までに）

- 対象 自治会や町内会、婦人防火クラブが共同購入する場合
■金額 共同購入世帯数に3000円を乗じた額
■期間 平成22年3月31日まで

消防本部 ☎62-1119 合川分署 ☎78-2119
森吉分署 ☎72-3119 阿仁分署 ☎82-2119

平成21年1月5日 法律改正

銃刀法改正

刃渡り5.5cm 上の剣が所持禁止



- Q 剣とはどのようなものですか？
A ダガーナイフなど上の図のような両側に刃が付いた刃物です。
Q 法律が施行された時点で既に所持している刃渡り5.5cm以上の剣は？
A 平成21年7月4日までに処分等してください。（同日までに処分すれば罪に問われません）
Q 具体的な処分方法は？
A 警察に処分を依頼するか、輸出業者や廃棄業者に廃棄を依頼してください。
Q 平成21年1月5日以降に刃渡り5.5cm以上の剣を手に入れたら？
A 不法所持になり罪に問われることとなります。（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

◎お問い合わせ 北秋田警察署 ☎62-1245